

労働者派遣法に基づく情報公開

マージン率等の情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律」(労働者派遣法)第23条第5項の定めにより、労働者派遣の実績・派遣料金・マージン率等の情報を公開します

① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

3人

② 令和6年度 派遣先事業所数(実数)

1 事業所

③ 令和5年度(令和5年5月1日～令和6年4月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

13,600円(8時間 全業務平均)

④ 令和5年度(令和5年5月1日～令和6年4月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,840円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和5年度(令和5年5月1日～令和6年4月30日) マージン率

27.6%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{①前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{②前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{①前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

$$\text{マージン率} = (\text{①} - \text{②}) / \text{①} = (13,600 - 9,840) \div 13,600$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ()

当該労使協定の有効期間の終期 ()

締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー	入社時	OFF-JT	無償	有給
清掃に関する基本事項	1年目	OFF-JT	無償	有給
建物の用途別清掃補助業務	2・3年目	OFF-JT	無償	有給
建物の用途別清掃業務	2・3年目	OFF-JT	無償	有給
日常・定期清掃作業	3年以上	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口管理部管理課 森田倉史 電話番号06-6761-1811

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

福利厚生等 社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断、その他

相談窓口 本社 管理部 06-6761-1811

株式会社アダムクリーン
許可番号 派27-304823